

令和7年かすみがうら市議会第1回定例会
市長提出議案概要書

令和7年2月20日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 27 件 〕

議案第 11 号	かすみがうら市職員の降給に関する条例の制定について【新規】	1
議案第 12 号	かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について【新規】	2
議案第 13 号	かすみがうら市手話言語条例の制定について【新規】	3
議案第 14 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】	4
議案第 15 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	5
議案第 16 号	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	6
議案第 17 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	7
議案第 18 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	8
議案第 19 号	かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9

議案第 20 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	10
議案第 21 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	11
議案第 22 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	12
議案第 23 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 24 号	かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
議案第 25 号	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	15
議案第 26 号	かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	16
議案第 27 号	かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	17

議案第 28 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	18
議案第 29 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	19～20
議案第 30 号	かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	21
議案第 31 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	22
議案第 32 号	かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	23
議案第 33 号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	24
議案第 34 号	かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	25
議案第 35 号	かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	26

議案第 36 号	かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	27
議案第 37 号	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について【廃止】	28

○ 予算に関する議案〔 10 件 〕

議案第 38 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 0 号）	29～41
議案第 39 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	42
議案第 40 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	43
議案第 41 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	44～45
議案第 42 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計予算	（別冊）
議案第 43 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	（別冊）
議案第 44 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	（別冊）
議案第 45 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	（別冊）
議案第 46 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計予算	（別冊）

議案第 47 号 令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計予算

…………… (別冊)

(別冊)

- ・ 資料No.1 令和 7 年度予算の概要
- ・ 資料No.2 かすみがうら市総合計画（実施計画）
- ・ 資料No.3 令和 7 年度一般会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
令和 7 年度後期高齢者医療特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
令和 7 年度介護保険特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
令和 7 年度当初予算国・県支出金及び市債充当一覧 参考資料
- ・ 資料No.4 令和 7 年度水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.5 令和 7 年度下水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.6 かすみがうら市の財務書類（令和 5 年度決算）

○ 財産の無償譲渡に関する議案〔 2 件 〕

議案第 48 号	財産の無償譲渡について	……………	46～47
議案第 49 号	財産の無償譲渡について	……………	48～49

○ その他の議案〔 3 件 〕

議案第 50 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について	……………	50
議案第 51 号	市道路線の認定について	……………	51～52
議案第 52 号	市道路線の認定について	……………	53～54

議案第 1 1 号	かすみがうら市職員の降給に関する条例の制定について 【新規】
1 要 旨 公務の能率的な運営を確保するために、職員がその職務の遂行に当たり最大の能力を発揮することが重要であることから、本人の意に反する降給を行うに当たり、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 7 条第 2 項及び第 2 8 条第 3 項の規定に基づき新たにこの条例を制定するもの 2 内 容 降格及び降号の事由について （1） 勤務実績不良の場合 ア 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合に、指導等を行ったにもかかわらず、勤務実績が良くない状態が改善されないとき、その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。 （2） 心身の故障の場合 ア 心身の故障があると診断され、職務の遂行に支障がある場合、または堪えないことが明らかとなるとき。 （3） 適格性欠如の場合 ア その職務の級に分類されている職務を遂行することの適格性を欠くと認められる場合において、指導等を行ったにもかかわらず、適格性を欠く状態が改善されないとき。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 1 2 号	かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について【新規】
1 要 旨 廃校利活用及び将来の学校教育施設の適正な整備を行うにあたり、必要な財源確保を図るため基金を設置するため、この条例を制定するもの 2 内 容 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）の規定により、国庫補助事業完了後 1 0 年以上経過した建物等を有償により財産処分を行う場合、国庫への納付が必要となるが、学校教育施設整備基金を造成し、当該国庫納付金相当額以上を学校施設整備費に充てるための基金として積み立てることにより、国庫への納付が免除されるとともに、廃校利活用の推進及び学校教育施設の充実に資することから基金を設置する。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 市長公室：政策経営課 〕	

議案第 13 号	かすみがうら市手話言語条例の制定について【新規】
1 要 旨 手話が言語であると定め、手話に関する施策を推進し、ろう者及びろう者以外の者が互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策 - ア 手話と接する機会の提供 - イ 市民等が手話を学ぶ機会の確保 (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関する施策 - ア 遠隔手話通訳サービスの導入 (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策 - ア 災害発生時の避難所における情報の提供 - イ 手話通訳士等の派遣 - ウ ろう者に理解しやすい文字情報等での情報提供 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 保健福祉部：社会福祉課 〕	

議案第 14 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【整理】
1 要 旨 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、拘禁刑が創設されるため、この条例を制定するもの 2 内 容 （１） 懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されるため、これらを規定する次の条例を改正 ア かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例 イ かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例 ウ かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 エ かすみがうら市職員の給与に関する条例 オ かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 カ かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 （２） 罰則の適用等に関する経過措置 ア 施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用する。 イ ただし、条例が改廃された際に設けられた「なお従前の例による」等の規定や人の資格に関する規定については、みなし規定を設ける。 3 施行年月日 令和 7 年 6 月 1 日 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 15 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
----------	--

1 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が改正されたことによる条ずれを解消するため、この条例を制定するもの

2 内 容

番号法第 2 条第 7 項の次に 1 項が追加され、第 8 項以降が 1 項ずつ繰り下げられたため、当該条例の一部を次のように改める。

改正前	改正後
法第 2 条第 8 項	法第 2 条第 9 項
法第 2 条第 12 項	法第 2 条第 13 項
法第 2 条第 14 項	法第 2 条第 15 項

3 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

〔 市長公室：情報政策課 〕

議案第 16 号	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」の社名変更に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 社名変更日 令和 6 年 7 月 29 日 (2) 社名 旧社名 「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」 ↓ 新社名 「株式会社かすみがうら F C」 3 施行年月日 公布の日 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 17 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する労働基準法などの民間労働法制の施行（令和7年4月1日）から遅れることなく自治体においても実施することとされている。よって、国家公務員に準拠した制度改革を図るため、この条例を制定するもの 2 内 容 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年法律第42号）が成立したことから、公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図る。 （1） 超過勤務免除の見直し ア 対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大 （2） 仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等 ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立、支援制度の個別の周知・意向確認 イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期情報提供 ウ 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置） 3 施行年月日 令和7年4月1日から施行する。ただし、超過勤務免除の見直しについては、規則の定めるところにより、請求を行うことができる。 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 18 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する労働基準法などの民間労働法制の施行（令和 7 年 4 月 1 日）から遅れることなく自治体においても実施することとされている。よって、国家公務員に準拠した制度改正を図るため、この条例を制定するもの 2 内 容 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 42 号）が成立したことから、公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図る。 （１） 非常勤職員の部分休業の承認について、介護時間に関する規定に条ずれが生じたため、これを解消するもの 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 19 号	かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
----------	--

1 要 旨

令和 6 年度において、市長の諮問に応じてかすみがうら市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた議員報酬等の改正を行うため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 費用弁償の改正（第 2 条関係）

ア 対象となる会議等

- ・本会議
- ・常任委員会（総務経済委員会・文教厚生委員会）
- ・議会運営委員会
- ・特別委員会（議会だより編集特別委員会等）

イ 対象とならない会議等

- ・全員協議会

※かすみがうら市議会会議規則に定めておらず非公式のため

(2) 議員報酬月額改正（別表第 1 関係）

改正前			改正後	
区分	議員報酬月額		区分	議員報酬月額
議長	334,000円	→	議長	385,000円
副議長	285,000円		副議長	328,000円
議員	269,000円		議員	310,000円

3 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、議員報酬月額の改正については、次期の市議会議員一般選挙において選出される市議会議員の任期開始日から適用

〔総務部：総務課〕

議案第20号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 令和6年度において、市長の諮問に応じてかすみがうら市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた監査委員の報酬額の改正、附属機関の追加及び削除等を行うため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 監査委員における報酬額の改正（別表第1関係） ア 「知識経験を有するものの中から選任された委員」 改正前：9,500円／日額→改正後：40,000円／月額 イ 「議会議員の中から選任された委員」 改正前：8,500円／日額→改正後：35,000円／月額 (2) 附属機関における職の追加、削除等（別表第1関係） 3 施行年月日 令和7年4月1日 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 2 1 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
-----------	---

1 要 旨

令和 6 年度において、市長の諮問に応じてかすみがうら市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた特別職の給与の額の改正を行うため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 特別職の給料月額改正 (別表第 1 関係)

改正前			改正後	
区分	給料月額		区分	給料月額
市長	7 7 9, 0 0 0 円	→	市長	8 1 8, 0 0 0 円
副市長	5 9 2, 0 0 0 円		副市長	6 2 2, 0 0 0 円
教育長	5 4 6, 0 0 0 円		教育長	5 7 4, 0 0 0 円

3 施行年月日

公布の日から施行する。ただし、特別職の給料月額の改正については、次期の市長選挙において選出される市長の任期開始日から適用

[総務部：総務課]

議案第 2 2 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】																																						
1 要 旨																																							
令和 7 年度以降、消防職において職務の級、役職、階級を連動させ運用していく中で、消防職における階級よりも役職を主軸に決定権や職務内容、職責等を定義し、より明確化する。それに伴い行政職に準じる役職へ変更するために必要となる改正を行うため、この条例を制定するもの																																							
2 内 容																																							
(1) 消防職給料表級別職務分類表の改正（別表第 1 関係）																																							
<table><tr><th colspan="2">改正前</th></tr><tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr><tr><td>7 級</td><td>消防長及び次長の職務</td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長及び署長の職務</td></tr><tr><td>5 級</td><td>消防司令の職務</td></tr><tr><td>4 級</td><td>消防司令補の職務</td></tr><tr><td>3 級</td><td>消防士長の職務</td></tr><tr><td>2 級</td><td>消防副士長の職務</td></tr><tr><td>1 級</td><td>消防士の職務</td></tr></table>		改正前		職務の級	職務の内容	7 級	消防長及び次長の職務	6 級	課長及び署長の職務	5 級	消防司令の職務	4 級	消防司令補の職務	3 級	消防士長の職務	2 級	消防副士長の職務	1 級	消防士の職務	→	<table><tr><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr><tr><td>7 級</td><td>消防長及び次長の職務</td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長、署長及び企画監の職務</td></tr><tr><td>5 級</td><td>課長補佐及び副署長の職務</td></tr><tr><td>4 級</td><td>係長の職務</td></tr><tr><td>3 級</td><td>主任の職務</td></tr><tr><td>2 級</td><td>主幹の職務</td></tr><tr><td>1 級</td><td>主事及び主事補の職務</td></tr></table>	改正後		職務の級	職務の内容	7 級	消防長及び次長の職務	6 級	課長、署長及び企画監の職務	5 級	課長補佐及び副署長の職務	4 級	係長の職務	3 級	主任の職務	2 級	主幹の職務	1 級	主事及び主事補の職務
改正前																																							
職務の級	職務の内容																																						
7 級	消防長及び次長の職務																																						
6 級	課長及び署長の職務																																						
5 級	消防司令の職務																																						
4 級	消防司令補の職務																																						
3 級	消防士長の職務																																						
2 級	消防副士長の職務																																						
1 級	消防士の職務																																						
改正後																																							
職務の級	職務の内容																																						
7 級	消防長及び次長の職務																																						
6 級	課長、署長及び企画監の職務																																						
5 級	課長補佐及び副署長の職務																																						
4 級	係長の職務																																						
3 級	主任の職務																																						
2 級	主幹の職務																																						
1 級	主事及び主事補の職務																																						
3 施行年月日																																							
令和 7 年 4 月 1 日																																							
〔 総務部：総務課 〕																																							

議案第 23 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号）及び宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 193 号）の改正に伴い、かすみがうら市手数料条例で定める手数料の金額及び種類について改正を行うため、この条例を制定するもの 2 内 容 （１） 手数料を徴収する事務及び手数料の金額等について定める別表第 1 中、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する手数料を改める。 ア 「許可申請」及び「変更」の「5,000 平方メートル未満」の項目を削るとともに、「3,000 平方メートル」を「3,000 平方メートル以下」に改正するもの （２） 手数料を徴収する事務及び手数料の金額等について定める別表第 1 中、宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料を新たに加える。 ア 盛土規制法に基づく中間検査に係る手数料を追加するもの 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 市長公室：政策経営課 〕	

議案第 24 号	かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する 条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 現行の環境保全に関する各種委員（環境美化委員会、水質監視員、廃棄物不法投棄監視員、ごみ減量推進会議）を廃止し、新たに環境問題全般の課題解決に寄与する環境保全推進員（通称：エコガーディアンズ）を設置するため、この条例を制定するもの 2 内 容 （１） 環境美化委員会、水質監視員、廃棄物不法投棄監視員、ごみ減量推進会議の廃止（第 19 条関係） ア 環境美化委員会に関する規定を削り、今後は告示（要綱）によりエコガーディアンズを設置する。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 市民部：環境保全課 〕	

議案第 2 5 号	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 区域指定の運用が開始される宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県残土条例」という。）の改正に伴い、当該規制に関する規定を整理するため、この条例を制定するもの 2 内 容 （１） 盛土規制法と重複する規制等の整理 ア 災害防止目的に関する文言を削る（第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 8 条、第 2 1 条、第 2 3 条及び第 2 4 条関係） イ 盛土の高さ・勾配等の技術的基準等に関する規定を削る（第 4 条、第 8 条、第 1 1 条、第 1 4 条及び第 2 3 条関係） （２） 県残土条例と重複する規制等の整理 ア 現行条例の事業許可に関する規定において、事業区域の面積を「5, 0 0 0 ㎡未満」から「3, 0 0 0 ㎡以下」に改正（第 8 条関係） （３） 経過措置 ア 現行条例の規定により着手している土地の埋立て等については従前の例による。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 市民部：環境保全課 〕	

議案第26号	かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及び市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 コミュニティ施設の配置変更及び次年度に向けた部課等の配置換えに伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第1条関係) ア 志士庫第2コミュニティステーションについて、地元地縁団体へ無償譲渡することから第2条の表から削る。 (2) 市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正（第2条関係） ア 千代田コミュニティセンターについて、教育委員会事務局組織の移動・学習室の設置及び民間団体等の常設利用を想定し、コミュニティスペースの一部を削る。 イ 牛渡コミュニティステーション及び安飾コミュニティステーションについて、会議室の一部を「防災食」等の備品倉庫としての利用に資するため削る。 ウ 志士庫第2コミュニティステーションについて、地元の地縁団体へ無償譲渡することから削る。 3 施行年月日 公布の日から施行する。ただし、市公の施設の使用料等に関する条例の改正のうち、千代田コミュニティセンター、牛渡コミュニティステーション及び安飾コミュニティステーションに関する改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 〔 市民部：地域コミュニティ課 〕	

議案第 27 号	かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
1 要 旨 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館での足湯コーナー事業については、利用者が少ない状況であることを踏まえ、循環保温電力代の経費削減の観点より令和 6 年度をもって廃止とするため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 足湯コーナー事業の廃止に伴い、別表第 1 及び別表第 2 の足湯コーナーに関する規定を削る。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 保健福祉部：社会福祉課 〕	

議案第 28 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）による家庭的保育事業所及び特定地域型保育事業所に関する連携施設の見直し及び経過措置の延長並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）による栄養士の要件拡大に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するもの 2 内 容 （１） 連携施設の見直し（第 1 条及び第 2 条関係） ア 家庭的保育事業者等や特定地域型保育事業者による保育内容支援や代替保育の提供に係る連携施設について、市長が認める場合は、連携施設を確保しないことができるもの イ 連携施設の確保をしないことができる経過措置を 5 年間延長 （２） 管理栄養士の追加（第 1 条関係） ア 管理栄養士養成施設卒業者であれば栄養士免許を取得せずとも管理栄養士の受験資格を有することから、栄養士の配置等を求めているところ、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすよう管理栄養士を追加 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 保健福祉部：子育て支援課 〕	

議案第 29 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】			
1 要 旨				
令和 6 年 3 月に策定した第 9 期介護保険事業計画と比較し、保険給付費の増加が見込まれる状況にあることから、令和 7、8 年度の保険料率を改正するため、この条例を制定するもの				
2 内 容				
(1) 介護保険料の改正				
新旧対照	第 9 期計画当初 (R6～R8)		第 9 期計画改定後 (R7～R8)	
基準月額	5, 6 0 0 円		6, 1 0 0 円	
保険料 (年間)	第 1 段 階	19,150 円	第 1 段 階	20,860 円
	第 2 段 階	32,590 円	第 2 段 階	35,500 円
	第 3 段 階	46,030 円	第 3 段 階	50,140 円
	第 4 段 階	60,400 円	第 4 段 階	65,800 円
	第 5 段 階	67,200 円	第 5 段 階	73,200 円
	第 6 段 階	80,600 円	第 6 段 階	87,800 円
	第 7 段 階	87,300 円	第 7 段 階	95,100 円
	第 8 段 階	100,800 円	第 8 段 階	109,800 円
	第 9 段 階	114,200 円	第 9 段 階	124,400 円
	第 10 段 階	127,600 円	第 10 段 階	139,000 円
	第 11 段 階	141,100 円	第 11 段 階	153,700 円
	第 12 段 階	154,500 円	第 12 段 階	168,300 円
	第 13 段 階	161,200 円	第 13 段 階	175,600 円
(2) 介護保険料の徴収猶予及び減免対象の改正				
介護保険法第 6 3 条の規定の適用を受けている第 1 号被保険者の追加。				
(参考) 介護保険法第 6 3 条				
(保険給付の制限)				
第 6 3 条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。				

3 施行年月日

令和7年4月1日

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第 30 号	かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
1 要 旨 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）が改正されたことにより、包括支援センターの職員配置について見直しされたため、この条例を制定するもの 2 内 容 （1） 包括支援センターの職員配置については人材確保が困難な現状を踏まえ、3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置要件の見直しが行われ柔軟な職員配置を可能とするもの 3 施行年月日 公布の日 〔 保健福祉部：介護長寿課 〕	

議案第 3 1 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）が改正されたことによる条ずれを解消するため、この条例を制定するもの 2 内 容 （1） 引用条文の改正（第 1 5 条関係） 介護保険法施行規則の一部改正による条ずれに伴い、条例において引用する「規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）」を「規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改めるもの 3 施行年月日 公布の日 〔 保健福祉部：介護長寿課 〕	

議案第 3 2 号	かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 富士見塚古墳公園の展示館廃止に伴い、展示館の名称、職員、入館料に関する規定を削るため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 展示館に関する規定を削る（第 2 条、第 3 条及び第 4 条関係） ア 名称、職員の設置及び入館料に関する規定を削る。 イ 該当条項を削ることにより生じる条ずれの解消 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 教育委員会：生涯学習課 〕	

議案第 33 号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
----------	--

1 要 旨

市街化調整区域の一部の地域において、区域指定制度で非自己用の建築物の立地を可能とするため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 都市計画法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途の改正（第5条関係）

ア 沿道型集落において建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が200平方メートル以下の事務所及び作業所の立地を認める。

イ 依存型集落において建築基準法別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物の立地を認める。

条例改正による市街化調整区域での立地可能建築物比較表(都市計画法第34条11号区域のみ)	
改正後 (第二種低層住居専用地域並み)	改正前
自己用住宅	自己用住宅
専用住宅(非自己用)、共同住宅、寄宿舎、下宿	不可
兼用住宅(自己用)	兼用住宅(自己用)
兼用住宅(非自己用)	不可
店舗(自己用)	店舗(自己用)
店舗(非自己用)	不可
事務所(自己用)	事務所(自己用)
事務所(非自己用)	不可
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	不可
神社、寺院、教会等	不可
診療所	不可
保育所	不可
老人ホーム	不可
身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設	不可
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具店、自転車店等で作業の面積が50㎡以下	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具店、自転車店等で作業の面積が50㎡以下
作業場(自己用)	作業場(自己用)
作業場(非自己用)	不可

3 施行年月日

令和7年4月1日

[都市建設部：都市整備課]

議案第 3 4 号	かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 3 7 9 号）が改正されたことによる条ずれを解消するため、この条例を制定するもの 2 内 容 （1） 引用条文の改正（第 4 条関係） ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正による条ずれに伴い、条例において引用する「政令第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「政令第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改めるもの 3 施行年月日 令和 7 年 6 月 1 日 〔 都市建設部：都市整備課 〕	

議案第 3 5 号	かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	
1 要 旨		
水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について所要の改正を行うため、この条例を制定するもの		
2 内 容		
(1) 布設工事監督及び水道技術管理者の資格要件の見直し		
主な内容	改正前	改正後
実務経験	水道に関する実務経験のみ	水道以外の下水道等に関する実務経験を含む
学歴及び学科要件	土木工学科（土木科）のみ	土木工学科（土木科）以外の課程を追加
国家資格（技術士：上下水道部門）	布設工事監督者のみ要件あり	水道技術管理者の要件としても追加
国家資格（1級土木施工管理技士）	規定なし	布設工事監督者の新たな要件として追加
3 施行年月日		
令和 7 年 4 月 1 日		
〔 上下水道部：上下水道課 〕		

議案第 3 6 号	かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 非常勤消防団員の処遇改善を図るため、総務省消防庁より「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和 6 年 1 2 月 2 7 日に公布されたことに伴い、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに「 3 5 年以上」の区分を追加するもの 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 消防本部：消防総務課 〕	

議案第 37 号	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について【廃止】
1 要 旨 農村環境改善センターについて、施設を閉館し、民間事業者等による効率的かつ効果的な管理運営と施設の有効活用を図るため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 農村環境改善センターを令和 7 年 3 月 31 日をもって閉館するのに伴い、かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止するもの (2) 農村環境改善センターの名称等を引用する次に掲げる条例を改正（附則関係） - ア かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 - イ かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 - ウ かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 - エ かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 産業経済部：観光課 〕	

議案第 38 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 10 号）
----------	--------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5 千 1 1 2 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 9 2 億 9 千 3 8 5 万 7 千円とするもの

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
地方特例交付金	203, 292	5, 824	209, 116
地方交付税	4, 300, 000	122, 699	4, 422, 699
国庫支出金	3, 120, 453	△188, 218	2, 932, 235
県支出金	1, 458, 444	△44, 184	1, 414, 260
財産収入	20, 841	734	21, 575
寄附金	225, 001	9, 100	234, 101
繰入金	798, 409	△308, 978	489, 431
繰越金	317, 966	381, 332	699, 298
諸収入	294, 501	15, 758	310, 259
市債	1, 390, 200	△45, 192	1, 345, 008
歳入合計	19, 344, 982	△51, 125	19, 293, 857

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3, 073, 361	341, 369	3, 414, 730
民生費	7, 062, 477	△111, 158	6, 951, 319
衛生費	1, 287, 228	△63, 161	1, 224, 067

農林水産業費	733,216	△38,034	695,182
商工費	542,506	△5,470	537,036
土木費	1,554,820	△80,639	1,474,181
消防費	1,093,478	△9,896	1,083,582
教育費	1,791,339	△77,657	1,713,682
公債費	1,914,832	△6,479	1,908,353
歳出合計	19,344,982	△51,125	19,293,857

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	34,467	総務課
広報に要する経費	△500	秘書広報課
人事管理に要する経費	12,310	総務課
文書法制に要する経費	△572	総務課
会計管理に要する経費	△1,034	会計課
千代田庁舎管理に要する経費	△500	検査管財課
霞ヶ浦庁舎管理に要する経費	△1,292	検査管財課
旧小学校施設管理に要する経費	△1,300	学校教育課
(仮称) 中央庁舎管理に要する経費	△1,119	検査管財課
基金運用益等の積立に要する経費	348,911	政策経営課
交通安全対策に要する経費	△5,500	地域コミュニティ課
地域安全対策に要する経費	△2,059	地域コミュニティ課
移住定住・結婚支援に要する経費	△1,707	地域コミュニティ課

霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費	△17,967	霞ヶ浦コミュニティセンター
千代田コミュニティセンター管理に要する経費	△2,201	千代田コミュニティセンター
下稲吉コミュニティセンター管理に要する経費	△1,150	下稲吉コミュニティセンター
定額減税・調整給付に要する経費	△17,906	税務課
戸籍事務に要する経費	247	市民課
住民基本台帳事務に要する経費	241	市民課

イ 民生費の事業費

物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費	△115,530	社会福祉課
要援護高齢者等対策に要する経費	3,938	介護長寿課
介護保険特別会計繰出に要する経費	5,625	介護長寿課
国民健康保険特別会計繰出に要する経費	△3,539	国保年金課
家庭児童相談に要する経費	△880	子育て支援課
児童扶養手当支給に要する経費	△4,401	子育て支援課
わかぐり保育所管理運営に要する経費	△3,300	わかぐり保育所
生活保護等総務事務に要する経費	57,429	社会福祉課
生活保護等扶助に要する経費	△50,500	社会福祉課

ウ 衛生費の事業費

新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	23,915	健康増進課
法定予防接種に要する経費	△34,793	健康増進課
不妊治療費助成に要する経費	△1,800	健康増進課
出産・子育て応援に要する経費	3,441	健康増進課
保健センター管理に要する経費	△340	健康増進課

環境美化に要する経費	△300	環境保全課
浄化槽設置整備に要する経費	△19,000	環境保全課
一般廃棄物処理に要する経費	△34,284	環境保全課
エ 農林水産業費の事業費		
農業振興に要する経費	△7,360	農林水産課
畜産振興に要する経費	△983	農林水産課
有害鳥獣対策に要する経費	△2,091	農林水産課
農地中間管理に要する経費	△1,550	農林水産課
土地改良助成に要する経費	1,658	農林水産課
農地維持・資源向上対策に要する経費	△27,549	農林水産課
林業振興に要する経費	△159	農林水産課
オ 商工費の事業費		
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	△3,872	観光課
観光サイクリングに要する経費	△1,598	観光課
カ 土木費の事業費		
道路維持管理に要する経費	△13,000	道路課
市道整備に要する経費	△67,639	道路課
キ 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	△4,968	消防総務課
災害対策に要する経費	△4,928	危機管理課
ク 教育費の事業費		
教育指導に要する経費	△2,702	学校教育課
指導主事設置に要する経費	△1,000	学校教育課

小学校教育振興に要する経費	△300	学校教育課
小学校保健に要する経費	△1,290	学校教育課
小学校就学支援に要する経費	△676	学校教育課
小学校管理運営に要する経費	△18,467	学校教育課
小学校給食管理運営に要する経費	△7,667	学校教育課
小学校施設維持管理に要する経費	△15,800	学校教育課
中学校部活動支援に要する経費	△600	学校教育課
中学校管理運営に要する経費	△600	学校教育課
中学校給食管理運営に要する経費	△5,600	学校教育課
霞ヶ浦公民館講座に要する経費	△14,252	霞ヶ浦コミュニティセンター
霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費	△644	霞ヶ浦コミュニティセンター
第1常陸野公園管理運営に要する経費	△1,129	スポーツ振興課
(仮称)スポーツ公園管理運営に要する経費	△6,930	スポーツ振興課
ケ 公債費の事業費		
市債償還に要する経費（利子）	△6,479	政策経営課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和6年度 一般会計補正予算第10号 R070227第1回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	職員等人件費		34,467
		退職手当特別負担金	34,467
2	広報に要する経費		△500
		印刷製本費	△500
3	人事管理に要する経費		12,310
		土浦市職員対等相互交流派遣負担金	12,310
4	文書法制に要する経費		△572
		文書等配達業務委託	△572
5	会計管理に要する経費		△1,034
		出先機関公金等集金業務委託	△1,100
6	千代田庁舎管理に要する経費		△500
		公用車	△500
7	霞ヶ浦庁舎管理に要する経費		△1,292
		施設ゴミ収集委託	△215
		施設警備委託	△1,077
8	旧小学校施設管理に要する経費		△1,300
		光熱水費	△1,300
9	(仮称) 中央庁舎管理に要する経費		△1,119
		新庁舎整備工事監理業務委託	△584
		設計内容照査業務委託	△535

No	事業	内 容	単位：千円
10	基金運用益等の積立に要する経費		348,911
		財政調整基金積立金	274,607
		減債基金積立金	71,321
		公共施設等整備基金積立金	2,983
11	交通安全対策に要する経費		△5,500
		光熱水費	△5,500
12	地域安全対策に要する経費		△2,059
		防犯カメラ等機器保守点検委託	△517
		カメラ付き防犯灯設置工事	△1,086
13	移住定住・結婚支援に要する経費		△1,707
		わくわく茨城移住支援金	△1,707
14	霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費		△17,967
		燃料費	△6,110
		光熱水費	△8,832
		霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備改修実施設計業務委託	△3,025
15	千代田コミュニティセンター管理に要する経費		△2,201
		光熱水費	△533
		施設管理委託	△973
		特殊建築物定期報告委託	△361
16	下稲吉コミュニティセンター管理に要する経費		△1,150
		光熱水費	△1,150

No	事業	内 容	単位：千円
17	定額減税・調整給付に要する経費		△17,906
	通信運搬費		△313
	調整給付情報等管理業務委託		△534
	定額減税補足調整給付金		△16,780
18	戸籍事務に要する経費		247
	通信運搬費		2,359
	戸籍情報システム改修委託		△2,112
19	住民基本台帳事務に要する経費		241
	通信運搬費		233
20	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費		△115,530
	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（均等割り課税のみ世帯）	△74,400	
	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（子ども加算）	△8,150	
	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（非課税世帯）	△32,300	
21	要援護高齢者等対策に要する経費		3,938
	老人保護措置費		3,938
22	介護保険特別会計繰出に要する経費		5,625
	介護保険特別会計繰出金		5,625
23	国民健康保険特別会計繰出に要する経費		△3,539
	国民健康保険特別会計繰出金		△3,539
24	家庭児童相談に要する経費		△880
	会計年度任用職員（看護師等）報酬		△880

No	事業	内 容	単位：千円
25	児童扶養手当支給に要する経費		△4,401
	児童扶養手当		△4,401
26	わかぐり保育所管理運営に要する経費		△3,300
	会計年度任用職員（保育士等）報酬		△1,900
	光熱水費		△800
27	生活保護等総務事務に要する経費		57,429
	国庫補助金等返還金		57,429
28	生活保護等扶助に要する経費		△50,500
	生活扶助費		△6,000
	住宅扶助費		△2,000
	医療扶助費		△40,000
	葬祭扶助費		△1,000
29	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費		23,915
	国庫補助金等返還金		23,915
30	法定予防接種に要する経費		△34,793
	予防接種委託		△34,793
31	不妊治療費助成に要する経費		△1,800
	不妊治療費補助金		△1,800
32	出産・子育て応援に要する経費		3,441
	国庫補助金等返還金		3,441

No	事業	内 容	単位：千円
33	保健センター管理に要する経費		△340
	光熱水費		△340
34	環境美化に要する経費		△300
	犬猫等死体処理業務委託		△300
35	浄化槽設置整備に要する経費		△19,000
	浄化槽等設置事業費補助金		△19,000
36	一般廃棄物処理に要する経費		△34,284
	家庭系一般廃棄物収集業務委託		△1,300
	プラスチック製容器包装処理業務委託		△1,700
	霞台厚生施設組合負担金		△31,284
37	農業振興に要する経費		△7,360
	第三者継承促進事業補助金		△610
	経営開始資金補助金		△6,750
38	畜産振興に要する経費		△983
	家畜防疫予防事業推進補助金		△983
39	有害鳥獣対策に要する経費		△2,091
	有害鳥獣捕獲処理謝礼		△1,000
	鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金		△1,091
40	農地中間管理に要する経費		△1,550
	機構集積協力金		△1,550

No	事業	内 容	単位：千円
41	土地改良助成に要する経費		1,658
		省エネルギー化推進対策補助金	1,658
42	農地維持・資源向上対策に要する経費		△27,549
		農地維持・資源向上対策交付金	△27,549
43	林業振興に要する経費		△159
		一般造林事業補助金	△159
44	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費		△3,872
		三ツ石森林公園ウッドデッキ改修工事	△3,872
45	観光サイクリングに要する経費		△1,598
		自転車環境魅力共創事業委託	△1,598
46	道路維持管理に要する経費		△13,000
		道路改修工事	△1,300
		橋梁補修工事	△11,700
47	市道整備に要する経費		△67,639
		補償料調査業務委託	△8,545
		鑑定調査業務委託	△4,094
		道路敷取得費	△15,000
		物件等補償	△40,000
48	常備消防に要する経費		△4,968
		高規格救急自動車	△4,568
		茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金	△400

No	事業	内 容	単位：千円
49	災害対策に要する経費		△4,928
		排水ポンプ車	△4,928
50	教育指導に要する経費		△2,702
		ICT支援業務委託	△832
		教師用指導図書	△1,870
51	指導主事設置に要する経費		△1,000
		派遣指導主事市町村負担金	△1,000
52	小学校教育振興に要する経費		△300
		会計年度任用職員（TT非常勤講師等）報酬	△300
53	小学校保健に要する経費		△1,290
		学校医等報酬	△790
		保健管理委託	△250
		教職員健康診断委託	△250
54	小学校就学支援に要する経費		△676
		入学記念品	△676
55	小学校管理運営に要する経費		△18,467
		教職員パソコン保守	△250
		小学校スクールバス運行委託	△18,217
56	小学校給食管理運営に要する経費		△7,667
		会計年度任用職員勤勉手当	△267
		給食室電源改修工事	△7,400

No	事業	内 容	単位：千円
57	小学校施設維持管理に要する経費		△15,800
	光熱水費		△14,000
	特殊建築物定期報告委託		△1,000
58	中学校部活動支援に要する経費		△600
	会計年度任用職員（部活動指導員）報酬		△600
59	中学校管理運営に要する経費		△600
	教職員パソコン保守		△600
60	中学校給食管理運営に要する経費		△5,600
	給食室電源改修工事		△5,600
61	霞ヶ浦公民館講座に要する経費		△14,252
	LED照明器具更新工事		△14,252
62	霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費		△644
	車借上料		△644
63	第1常陸野公園管理運営に要する経費		△1,129
	高圧受電設備改修工事		△1,129
64	（仮称）スポーツ公園管理運営に要する経費		△6,930
	境界確定測量業務委託		△6,930
65	市債償還に要する経費	（利子）	△6,479
	地方債利子		△6,479
	合 計		△51,125

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 3 9 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 5 4 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 1 億 1 千 4 8 9 万 7 千円とするものの			
2 内 容			
(1) 歳入の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
繰入金	386, 422	△3, 539	382, 883
繰越金	1	8, 084	8, 085
歳入合計	4, 110, 352	4, 545	4, 114, 897
(2) 歳出の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
保健事業費	56, 906	2, 549	59, 455
諸支出金	5, 103	1, 996	7, 099
歳出合計	4, 110, 352	4, 545	4, 114, 897
(3) 事業別補正予算の説明			(単位：千円)
歳出（事業）		補正額	事業担当課
ア 保健事業費の事業費			
特定健康診査等に要する経費		2, 549	健康増進課
イ 諸支出金の事業費			
その他償還に要する経費		1, 996	国保年金課
〔 市民部：国保年金課 〕			

議案第 4 0 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 千 6 4 3 万 9 千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 1 億 6 千 8 2 6 万円とするも の			
2 内 容			
(1) 歳入の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療保険料	539, 565	16, 134	555, 699
繰越金	1	30, 305	30, 306
歳入合計	1, 121, 821	46, 439	1, 168, 260
(2) 歳出の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	1, 112, 328	16, 134	1, 128, 462
諸支出金	3, 715	30, 305	34, 020
歳出合計	1, 121, 821	46, 439	1, 168, 260
(3) 事業別補正予算の説明			(単位：千円)
歳出（事業）		補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費			
後期高齢者医療広域連合納付に要する経費		16, 134	国保年金課
イ 諸支出金の事業費			
一般会計繰出に要する経費		30, 305	国保年金課
〔 市民部：国保年金課 〕			

議案第 4 1 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 千 8 7 0 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 9 億 4 千 1 5 4 万 5 千円とするもの			
2 内 容			
(1) 歳入の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	817, 701	597	818, 298
支払基金交付金	975, 896	806	976, 702
県支出金	552, 918	373	553, 291
繰入金	621, 235	47, 581	668, 816
繰越金	47, 069	9, 348	56, 417
歳入合計	3, 882, 840	58, 705	3, 941, 545
(2) 歳出の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
保険給付費	3, 591, 337	45, 000	3, 636, 337
地域支援事業費	130, 152	2, 988	133, 140
諸支出金	53, 437	10, 717	64, 154
歳出合計	3, 882, 840	58, 705	3, 941, 545

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 保険給付費の事業費		
居宅介護サービス等給付に要する経費	24,500	介護長寿課
施設介護サービス等給付に要する経費	20,500	介護長寿課
イ 地域支援事業費の事業費		
介護予防・生活支援サービスに要する経費	2,988	介護長寿課
ウ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出に要する経費	10,717	介護長寿課

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第 4 8 号

財産の無償譲渡について

1 要 旨

志士庫第 2 コミュニティステーションに関し、減額して無償譲渡するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの

2 内 容

（1） 無償譲渡をする財産

【建物】

所 在	かすみがうら市西成井字ミダノ脇 8 5 番地
構 造	木造セメントかわらぶき平屋建
床面積	2 4 5 . 1 1 平方メートル

位置図



（2） 無償譲渡の相手方

かすみがうら市西成井 8 5 番地

認可地縁団体 西成井集会

代表者 齊藤 英雄

(3) 適正価格：47,000円（不動産鑑定評価額）

(4) 無償譲渡をする時期

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

3 無償譲渡する理由

本施設は、主となる本館部分は明治時代に建築されたものである。

平成12年に増築をしているが、増築部分は、本館と一体性を有するトイレと調理室であり、新築後100年以上を経過した建物として評価した場合、経済的耐用年数は満了したものとするのが相当である。

また、地縁団体移管後について、平時は地域コミュニティの活動拠点としての活用に供し、選挙時には投票所として利用するなど公共的な役割を担う施設として期待できるため、無償譲渡をするものである。

〔 市民部：地域コミュニティ課 〕

議案第49号	財産の無償譲渡について
--------	-------------

1 要 旨

かすみがうら市農村環境改善センターに関し、減額して無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの

2 内 容

（1） 無償譲渡をする財産

【建物】

所 在	かすみがうら市坂934番地1
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階
建築面積	625.00平方メートル
延べ面積	1,190.78平方メートル

【土地】

所 在	かすみがうら市坂934番1 外9筆
地籍合計	5,417.79平方メートル



(2) 無償譲渡の相手方

東京都港区麻布台2丁目3番5号

ワールドアプレイザルジャパン株式会社

代表取締役 山本 誠

(3) 参考価格：70,660,819 円

建物 (固定資産税評価額)

=47,109,112 円

土地 (固定資産税評価額×7分の10をもとに測量後の実測面積で積算)

=23,551,707 円

(4) 無償譲渡をする時期

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

3 無償譲渡する理由

施設の利活用事業者の公募を行ってきた結果、利活用を希望する事業者より、市が持つ観光資源を活かした体験型ホテル事業と施設の無償譲渡についての提案があり、市としては今後施設を整理する際の補助金返還や施設解体費用などの経費、固定資産税の収入を踏まえると、民間の活力による地域の活性化に資する取組みや地域貢献に資することが期待できるため、無償譲渡をするものである。

〔 産業経済部：観光課 〕

議案第 5 0 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
1 要 旨 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を変更することについて議会の議決を求めるもの 2 内 容 （1） 構成市等の改正（第 2 条関係） ア 当該協議会の構成に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合を加えるもの 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日予定 〔 消防本部：消防総務課 〕	

議案第 5 1 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの 2 内 容 現在、事業を推進している（仮称）千代田 P A スマート I C （上り線）へのアクセス道路として新設を進める路線（中佐谷地内）について市道認定をするもの （1） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8 - 2 9 3 2 号線 イ 延 長 4 6 2 . 0 0 メートル 〔 都市建設部：道路課 〕	



議案第 5 2 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの 2 内 容 現在、事業を推進している（仮称）千代田 P A スマート I C （下り線）へのアクセス道路の整備に伴う路線再編のため、新たに路線（中佐谷地内）について市道認定をするもの （1） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8 - 2 9 3 7 号線 イ 延 長 1 9 6 . 0 0 メートル 〔 都市建設部：道路課 〕	

詳細位置図

認定路線



【路線認定箇所】

市道8-2937号線

起点: 中佐谷字圭堂前236番1

終点: 中佐谷字平45番2

延長: 196.00m

最大幅員: 13.00m

最小幅員: 6.75m

市道8-2937号線

起点

終点

ファミリーマート

千代田

千代田

中村自動車

JA梨・柿共同選果場

中佐谷歯科

中佐谷生活改善センター

中佐谷

縮尺 1 : 2500

20 10 0 10 20 30 40 50 60